

高浜発電所 1、2号機の使用前検査申請書等の主な内容

＜使用前検査申請書の主な内容＞

1. 検査事項

使用前検査は、以下の検査項目に対して工事の進捗に応じて工事の各段階で受検するものです。

一号検査：構造、強度または漏えいに係る試験ができる状態になったときに行う材料、寸法、据付、外観、耐圧、漏えい、建物・構築物構造検査、状態確認検査

二号検査：蒸気タービン車室の下半部の据付が完了したとき及び補助ボイラーの本体の組立てが完了したときに行う材料、寸法、据付、外観、耐圧、漏えい、建物・構築物構造検査、状態確認検査

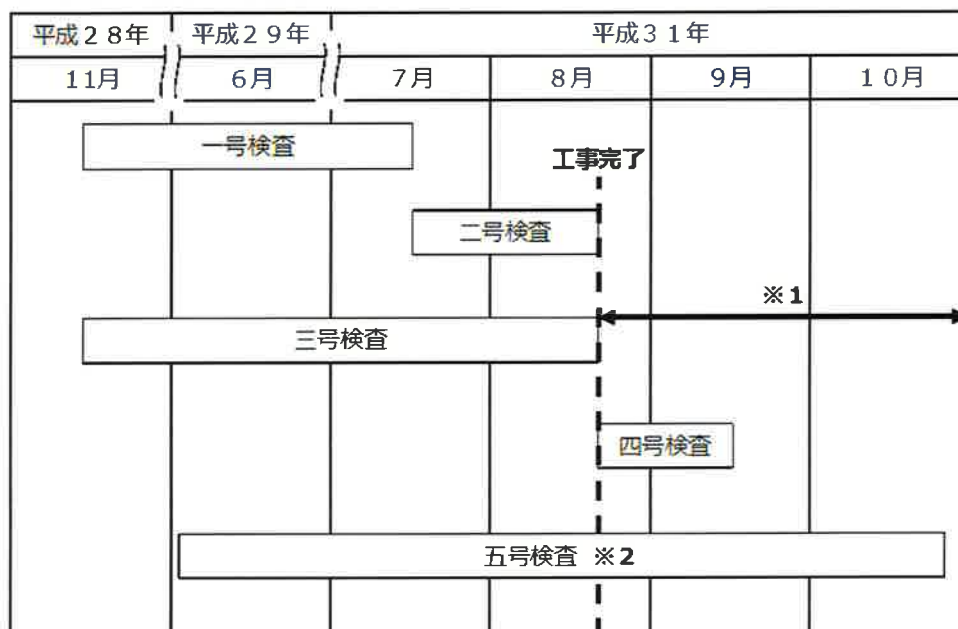
三号検査：発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったときに行う核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等に係る機能・性能、特性、状態確認検査

四号検査：発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったときに行う発電用原子炉に燃料を挿入した状態での核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設等に係る機能・性能、特性、状態確認検査

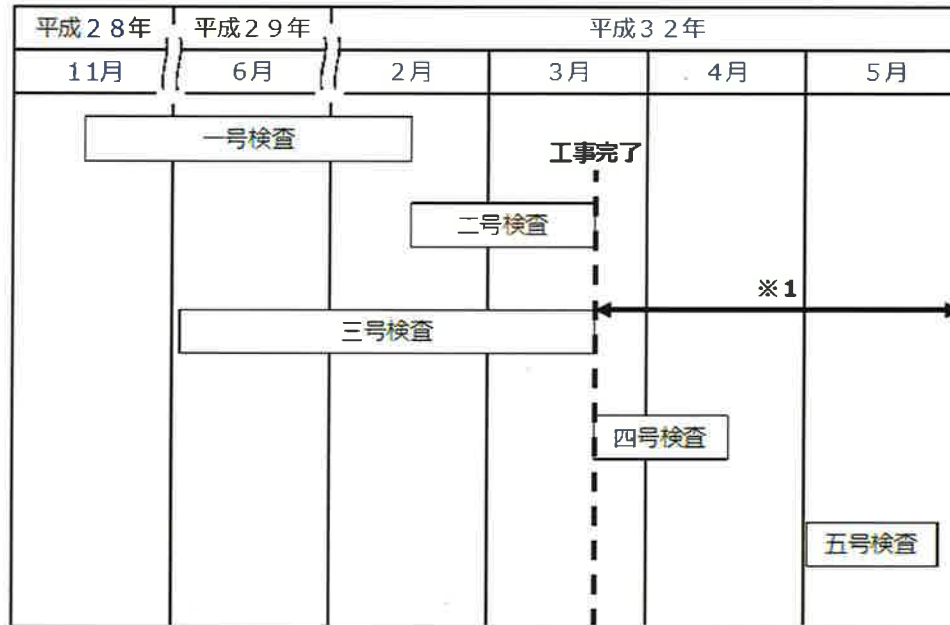
五号検査：全ての工事が完了したときに行う総合的な機能・性能、特性、状態確認検査

2. 検査を受けようとする工事の工程

(高浜発電所 1 号機)



(高浜発電所 2 号機)



<その他>

高浜発電所 1 ～ 4 号機で共用化している機器については、高浜発電所 3、4 号機で使用可能とするために使用承認申請が必要であり、今回、高浜発電所 3 号機で使用する一部の機器について、使用前検査申請書とあわせて使用承認申請書についても提出しています。

以 上